

福井県は安全性の向上を確かめ、国民生活と日本経済のため、大飯原子力発電所3、4号機再稼働の要請に、同意しました。

県は、6月16日、野田総理大臣に対し、「主な電力消費地である関西の皆さんの生活と産業の安定に資するため」、大飯原3、4号機の再稼働に同意しました。

同日、国は、直ちに「原子力発電所に関する四大国会合」を開き、大飯原3、4号機の再稼働を決定しました。

今回の判断は、(1)福島原発事故から1年余りの間、国や電力事業者の行った安全対策、(2)県原子力安全専門委員会での検証・確認、(3)県民の代表である県議会での議論、(4)地元おおい町の意見を総合的に勘案して行ったものです。

再稼働の同意までの経緯

平成23年	3月13日	震災直後、県内3電力事業者に、緊急の安全対策を要請
	4月1日	県が安全対策検証委員会を設置し、原子力安全専門委員会も含め18回にわたって議論
	9月下旬～	国が福島事故を検証するため、専門家による意見聴取会を40回以上開催
	10月17日	県内3電力事業者に、組織体制、情報通信網の強化を要請
平成24年	2月16日	国の意見聴取会が、事故の知見を活かした「30の対策」を提示
	4月6日	国が再稼働にあたっての判断基準を決定
	4月14日	国が県とおおい町に対し、大飯原3、4号機再稼働の地元同意を要請
	6月8日	野田総理大臣の大飯原再稼働についての記者会見
	6月11日	県原子力安全専門委員会が報告書を県へ提出
	6月14日	福井県議会全員協議会の開会 おおい町長から知事へ再稼働の了承の報告
	6月15日	知事が関西電力社長に安全確保の決意を確認
	6月16日	知事が野田総理大臣に再稼働の同意を伝える

野田総理大臣は、「大飯原発の安全性を確認」し、「原発は重要な電源」「大飯原3、4号機は稼働すべき」と表明

●野田総理大臣が、原発の安全性とともに重要性・必要性について、国民に向け表明(6月8日記者会見)

(原発の「安全性」について)

福島を襲ったような地震・津波が起こっても、事故を防止できる対策と体制は整っている。これまでに得られた知見を最大限に活かし、もし万が一すべての電源が失われるような事態においても、炉心損傷に至らないことが確認をされている。

(原発の「重要性」について)

これまで全体の約3割の電力供給を担ってきた原子力発電を今、止めてしまえば、日本の社会は立ち行かない。国の重要課題であるエネルギー安全保障という視点からも、原発は「重要な電源」である。夏場限定の再稼働では、国民の生活は守れない。「国民の生活を守るため」に、大飯発電所3、4号機を再起動すべきというのが私の判断である。

知事、野田総理大臣と会談

●6月16日、西川知事は、野田総理大臣、関係大臣との会談で、「すべての国民が原発に対し、様々な不安な気持ちを持っているのは事実だが、それ以上に、不安を感じ、真剣に悩んでいるのは、それぞれの立地地域の住民の皆さんである」と、改めて、立地地域の立場に十分な理解を求め、原発再稼働に対する国民の理解の促進などを要請



野田総理大臣と西川知事の会談(首相官邸)

●知事は、「関西電力大飯原3、4号機の再稼働については、国の安全確保への一層の努力と支援を約束いただいたことから、主な電力消費地である関西の皆さんの生活と産業の安定に資するため、同意する決意をお伝えする」と表明

県からの要請	各大臣からの回答
原発再稼働に対する国民(消費地)の理解の促進	今後も政府が前面に立って国民に発信し、立地地域と消費地の理解・協力を全力を挙げる
安全技術の向上と人材育成	政府としても深く認識。福井県の経験も活かし、アジアにも貢献できる体制をつくりたい
エネルギー政策への現実的な議論	エネルギー安全保障、産業や雇用への影響など、幅広い視点で国民と議論し、国が責任をもって決める
立地地域の地場産業としての原発への国の特別の支援	中長期的なエネルギー構成の議論にかかわらず、地域の経済や雇用に与える影響が生じない最大限の努力をする
これまでの使用済み燃料の中間貯蔵対策の強化	中間貯蔵対策実施のための体制を抜本強化する
原発立地地域と政府との連携強化	立地地域の地域経済も原子力発電を前提としていることを踏まえ、責任ある対応をし、立地自治体との連携を強める
日本海側における地震津波評価の実施	日本海側の地震津波の調査研究、日本海も含む海底断層に関する調査に平成25年度から着手する
県議会、県原子力安全専門委員会の意見の反映	運転期間の新たなルール、制圧道路の早期整備、地域防災計画の策定支援、嶺南地域の経済雇用への対応などの県議会の意見や、県原子力安全専門委員会の指摘を重く受け止める

大飯原発の「安全性」が向上

- 「県原子力安全専門委員会」は、福島原発事故後直ちに、県内原発の現地調査を行うなど、独自に、電力事業者の安全対策の検証・審議を実施
- 委員会の意見を受け、全国に先駆けて、事業者に対して電源車の配備などの緊急安全対策や、初動体制の充実・強化を実施させるなど安全対策を指示し実現
- 4月14日の国の再稼働要請を受け、委員会は、立地県の立場で独自の検証を行い、6月11日に中川委員長が「大飯3、4号機の原子炉の安全を確保するために必要な対策は確保できている」との審議結果を報告
- 委員会が、大飯原発で確認した主な安全対策【施設・設備(ハード)】



知事と中川委員長による大飯原発視察

●電源の確保

発電所の発電が止まり、かつ外部から電源がなくなった場合も機器を動かすことができる空冷式非常用発電装置(1基につき2台)などの非常用電源を設置

●冷却機能の確保

すべての冷却設備が使用できない場合でも、ポンプ等により炉心や使用済み燃料プールに直接海水等を注水し冷却する手段を確保

●浸水対策

津波による建物への水の浸入を防ぎ、機器を守るための扉の防水シールを施工

●中期対策の代替措置

免震事務棟、フィルター付ベント、防波堤など対策の完了に時間がかかるものについては他の代替措置で安全性が確保されていることを確認

【人身体制面(ソフト)】

●緊急時対応体制の強化

緊急時に迅速に事業者やメーカー等が協力して対応できる体制を構築。福島事故前の常駐要員29名から54名に増加。プラントメーカー技術者11名が若狭地域に常駐

●通信の強化

電話回線が断たれても発電所の内と外で通信できる手段を確保。衛星電話1台から26台へ強化

●マニュアル整備と訓練の実施

過酷事故を想定した訓練を充実。延べ180回以上実施

「特別な監視体制」を設置 ～県も参加し、常に万が一に備え24時間チェックを継続～

- 新たな規制機関ができるまでの間、国は大飯原3、4号機の「特別な監視体制」を、おおい町に設置
- 原発の安全規制については、国が一元的に責任を有するが、本県には40年の原子力行政の実績があり、異例な対応として県の専門職員が参加

(役割)・テレビ会議システムを接続しつつ、再稼働対応を常時監視

- 国民への情報提供
- 異常事態に対し、即時に発電所の状況把握、分析を行い、必要な措置を判断
- 原子力緊急事態においては、副大臣が現地対策本部長となり、発電所の事故収束対応も実施

福井県は、「安全性の追求に終わりはない」との姿勢で、今後も原子力発電の課題に、丁寧かつ迅速に対応し、県民の皆さまの安全・安心の確保に全力を尽くします。